

6 輸 国 第 4 6 7 9 号

関税割当公表第 75 号の 2

令和 7 年度の無糖れん乳の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）第 6 条の規定に基づき、ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限り、ものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限り。以下「無糖れん乳」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 7 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 無糖れん乳（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第 1 第 0402.91 号に規定するもの）
- 2 割当数量 1,500 トン
- 3 通関期限 令和 8 年 3 月 31 日

第 2 その他

関税割当申請書の提出の時期及び提出先、添付書類その他手続に関し必要な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和 7 年度の無糖れん乳の関税割当てについて（令和 7 年 3 月 11 日付け 6 輸国第 4156 号関税割当公表第 75 号）によるものとする。